

下関市上下水道局集合住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市水道事業給水条例施行規程（平成17年水道局規程第36号。以下「規程」という。）第41条の規定に基づき、集合住宅における各戸検針及び各戸徴収（以下「各戸検針等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 アパート又はマンションであつて、1棟の建物の内部で複数の住居が壁及び床で区切られて独立したものをいう。
- (2) 遠隔指示式装置 電子式水道メータ、信号電送線、中継ボックス及び集中検針盤をもって構成し、集合住宅の独立した居室、消火栓及び管理人室等（以下「各戸」という。）の使用水量を集中検針盤により1か所で検針できるものをいう。
- (3) 親メータ 集合住宅の総使用水量を検針するため、下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置する下関市水道事業給水条例（平成17年条例第307号。以下「条例」という。）第22条に規定する市のメータをいう。
- (4) 子メータ 集合住宅において、各戸の使用水量を検針するため、親メータの下流側に管理者以外の者が設置する電子式水道メータをいう。
- (5) 各戸検針 各戸ごとに設置された子メータの使用水量（以下「各戸使用水量」という。）を下関市上下水道局職員（業務委託先の従業員を含む。）が検針することをいう。
- (6) 各戸徴収 各戸使用水量に基づき計算した各戸に係る水道料金を、各戸において水道を使用する者（以下「使用者」という。）から徴収することをいう。
- (7) 所有者 集合住宅が賃貸住宅の場合における当該賃貸住宅の所有者をいう。

- (8) 管理組合 集合住宅が分譲住宅の場合で、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体又は同法第47条に規定する管理組合法人をいう。

（実施の要件）

第3条 所有者又は管理組合（以下「所有者等」という。）が各戸検針等を希望する場合で、次に掲げる要件の全てを満たしたときに限り、実施する。

- (1) 条例第4条に規定する給水装置工事の申込みにおいて、下関市上下水道局遠隔指示式装置設計施工要領（平成28年10月1日施行）第4条に基づく事前協議を経て、管理者が承認した工事であって、条例第5条第2項のしゅん工検査に合格していること。
- (2) 集合住宅において、各戸検針等に係る業務を支障なく行うことができること。
- (3) 子メータを所有者等の負担で、計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に規定される水道メータの検定有効期間内での検定受検又は取替え（以下「検満取替」という。）を実施し、適正に維持管理されるものと認められること。

2 集合住宅のオートロックシステム等により、各戸検針等に係る業務に支障があると認められる場合は、次の各号のいずれかの措置（以下「支障を来さない措置」という。）により、前項第2号の要件を満たすものとする。

- (1) オートロックを解除する暗証番号の提供
- (2) オートロックを解除する鍵の貸与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める措置

3 所有者等は、支障を来さない措置について、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る措置届出書（様式第1号）を管理者に届け出なければならない。支障を来さない措置を変更するときも、また同様とする。

4 管理者は、前項の届出のうち、支障を来さない措置として提供されたものを預かる場合は、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る措置預り証（様式第2号）を所有者等へ交付するものとする。

5 所有者等は、検針設備の維持管理誓約書（様式第3号）を次条に規定する申込みと同時に管理者へ提出することにより、第1項第3号の要件を満たす

ものとする。

- 6 所有者等が第1項第3号に規定する検満取替を行うときは、事前に管理者に口頭等により、その承認を得なければならない。

(申込み)

第4条 各戸検針等を希望する所有者等は、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収申込書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 集合住宅が賃貸住宅のときは、当該賃貸住宅の登記事項証明書
- (2) 集合住宅が分譲住宅のときは、当該分譲住宅を管理する団体の規約又は管理組合法人の登記事項証明書
- (3) 子メータ設置届(様式第5号)

- 2 管理者は、前項の申込書を受理したときは、その内容について審査し、改善する必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な指示をすることができる。

- 3 所有者等は、前項に規定する申込書の受理後に申込みを取消すときは、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収申込取消届(様式第6号)を管理者へ届け出なければならない。

(契約)

第5条 管理者は、前条第2項の審査において第3条に規定する実施の要件に適合するときは、所有者等との間に集合住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する契約(以下「各戸検針等契約」という。)を締結するものとする。

- 2 当該各戸検針等契約は、所有者等が水道使用を廃止したときにその効力を失うものとする。

(入居者への周知)

第6条 所有者等は、各戸検針等契約を締結したときは、集合住宅における各戸検針等について、当該集合住宅における水道の供給条件を入居者に周知しなければならない。入居者に異動があった場合も、また同様とする。

(費用負担)

第7条 各戸検針等契約に必要な手続及び維持管理に要する費用は、所有者等の負担とする。

(所有者等の変更)

第8条 第4条の規定に基づく申込み後に所有者等が変更したときは、変更後の所有者等は、速やかに所有者等変更届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 集合住宅の各戸徴収及び各戸徴収申込書

(2) 第4条第1項第1号又は同項第2号に規定するもの

2 前項第1号の申込書に係る審査及び申込みの取消しについては、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 所有者等の変更に伴う各戸検針等契約については、第5条の規定を準用する。

(各戸における水道使用の開始又は廃止の申込み)

第9条 各戸において水道の使用を開始し、又は廃止するときは、所有者等は、事前に管理者に申し出なければならない。

2 前項の申出は、当該使用者が所有者等に代わって行うことができる。

3 第1項の申出は、口頭、電子申請、ファクシミリ等によることができる。

(各戸検針等の実施及び水道料金の計算等)

第10条 管理者は、第5条第1項に規定する各戸検針等契約の締結後から各戸検針等を実施する。

2 各戸に係る水道料金の基本料金及び従量料金については、条例第30条第2項の規定を適用する。

3 管理者は、検針した親メータの使用水量又は条例第33条の規定により認定された使用水量（以下「親メータ使用水量等」という。）と各戸使用水量の合計使用水量の差（以下「差水量」という。）が親メータ使用水量等に対し15パーセント以上生じた場合で、その原因が漏水又は所有者等若しくは使用者の給水装置維持管理上の理由によるものであるときは、差水量に相当する水道料金を別途所有者等へ請求するものとする。

4 差水量に係る水道料金は、条例第30条第2項第2号に規定する従量料金のみとし、その計算は規程第42条第2項第2号の規定を適用する。

(契約の解除)

第11条 管理者は、所有者等がこの要綱又は各戸検針等契約に違反したとき

は、各戸検針等契約を解除することができる。

- 2 所有者等は、管理者に集合住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する契約解除申出書（様式第8号）を提出することにより各戸検針等契約を解除することができる。この場合において、当該契約は、申出書の提出日直後の検針日をもって終了する。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
（下関市上下水道局中高層住宅の検針等に関する取扱要綱の廃止）
- 2 下関市上下水道局中高層住宅の検針等に関する取扱要綱（平成17年2月13日適用）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に、下関市上下水道局中高層住宅の検針等に関する取扱要綱の規定によりなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。